

---

## ○山梨学院大学学習・教育開発センター運営委員会規程

(平成28年3月2日制定)

(設置)

**第1条** 本学に、学習・教育開発センター（以下、「LEDセンター」という。）規程第9条に定める、LEDセンター運営委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

(職務)

**第2条** 本委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、必要に応じてLEDセンターの業務を分担する。

- (1) 事業計画及び運営に関する事項
- (2) その他LEDセンター長が付議する事項
- 2 第1項第1号に掲げる事項のうち授業科目「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」に係る企画運営については、本学新生が大学生としてふさわしい意識と姿勢をもちつつ、大学での学問修得に必要な基礎知識及び基本的スキルを身に付けることができるよう、新生教育の企画立案等を図り、もって本学新生の大学生活の充実に資することを目的とする。
- 3 第1項第1号に掲げる事項のうちファカルティ・ディベロップメント（FD）に関するものは、本学の教育理念及び各学部・学科の教育目標に基づき、教育の質的向上及び授業改善のための方策を検討し、これに必要な諸活動を企画・立案し、実施することを目的とする。
- 4 第1項第1号に掲げる事項のうち学生の学修活動及び生活等に関するものは、その総合的支援のための方策を検討し、これに必要な諸活動を企画・立案し、実施することを目的とする。

(構成)

**第3条** 本委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 事務長
- (4) 委員
- (5) その他学長が特に認めた者
- 2 本委員会の委員長は、LEDセンター長が務める。
- 3 本委員会には、副委員長を置くことができる。

(委嘱)

**第4条** 本委員会の委員は、各学部・学科と協議のうえ、学長が委嘱する。

(任期)

**第5条** 前条の委員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠によって委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

**第6条** 委員長は、本委員会を招集して、その会議の議長となる。

---

2 委員長に事故あるときは、副委員長又は委員長が予め指名した委員が議長の職務を代行する。

3 委員長は、会議に委員以外の教職員の出席を求めることができる。  
(事務)

**第7条** 本委員会の事務は、LEDセンターが担当する。  
(規程の改廃)

**第8条** この規程の改廃は、本委員会の議を経て、合同教授会の承認を得なければならない。

#### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(1) 山梨学院大学基礎演習企画運営委員会規程(平成20年3月5日制定)、及び山梨学院大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程(平成19年10月17日制定)、並びに山梨学院大学学生総合支援委員会規程(平成25年3月6日制定)は、これを廃止する。